

公 告 第 18 号

令和4年4月8日

J A S T 健康保険組合

理事長

平林 武昭



規程の一部変更について

J A S T健康保険組合の規程の一部を別添のとおり変更しましたので、公告いたします。

記

変更した規程

- ・個人情報保護管理規程
- ・個人情報保護管理規程 様式1号・2号
- ・プライバシーポリシー
- ・J A S T健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する高額医療交付金
交付事業の公表について

変更理由

個人情報保護法の改正（令和4年4月1日施行）に伴い変更しました。

なお、当変更は個人情報保護委員会及び厚生労働省の連名による令和4年3月4日付通知「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正について」に基づき変更を行ったものです。

以上

新旧対照表

個人情報保護管理規程	
新	旧
第1条～第2条 略 (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第3条 (第1項 略) 2 組合は、<u>法第18条第3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</u> <u>(削除)</u> 3 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。 4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。 (個人情報の第三者への提供) 第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。	第1条～第2条 略 (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第3条 (第1項 略) 2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 3 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき 4 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。 5 第2項、第3項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。 (個人情報の第三者への提供) 第4条 法第23条第1項に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

(第2項 略) 3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報^を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。 4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。 (個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 (第1項 略) 2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。 3 法第20条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 (第6条～第21条 略) (漏えい等の事故にかかる対策) 第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ6に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。 附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。	(第2項 略) 3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報^を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。 4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。 (個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 (第1項 略) 2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。 3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 (第6条～第21条 略) (漏洩等の事故にかかる対策) 第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。
---	---

個人情報保護管理規程 様式第 1 号

新（改正後）

（様式第1号）

①提供年月日	②提供した第三者			③個人情報により 識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意の有無
	氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)			

- 注：
- 1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
 - 2. ③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
 - 3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

旧（改正前）

（様式第1号）

①提供年月日	②提供した第三者	③個人情報により 識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意年月日

- 注：
- 1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
 - 2. ②③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
 - 3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

個人情報保護管理規程 様式第 2 号

新（改正後）

（様式第2号）

①提供年月日	②提供を受けた者			③データ取得の経緯	④個人情報により 識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意の有無
	氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)				

- 注：
- 1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
 - 2. ④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
 - 3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

旧（改正前）

（様式第2号）

①提供年月日	②提供を受けた者	③データ取得の経緯	④個人情報により 識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意年月日

- 注：
- 1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
 - 2. ②④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
 - 3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

プライバシーポリシー	
新	旧
J A S T健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、<u>「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）第27条第1項各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。</u> (4～7 略)	J A S T健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、<u>次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。</u> (1)法令の定めに基づく場合 (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合 (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合 (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 (4～7 略)

J A S T 健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する高額医療交付金交付事業の公表について

新

旧

(1～4 略)

5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

J A S T 健康保険組合 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号

中之島フェスティバルタワー29階

理事長 平林 武昭

管理責任者 個人情報取扱責任者（常務理事）

健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4

会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部 部長

(1～4 略)

5. レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について

レセプトデータ等の管理責任者は、当組合の個人情報取扱責任者です。